

2020年11月2日

各位

会社名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 網屋 信介
(コード：9318 東証第2部)
問合せ先 社長室 天神 雄一郎
(TEL. 03-5534-9614)

新株式の譲渡並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2020年10月6日に発行した新株式（以下、「本新株式」といいます。）の譲渡（以下、「本件譲渡」）について承認することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、本新株式の譲渡に伴い、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I 新株式の譲渡

1. 譲渡承認の経緯

当社は、2020年8月12日付適時開示資料「第三者割当による新株式及び新株予約権の発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、2020年10月6日に、本新株式666,666,667株および第14回新株予約権422,000個（422,000,000株相当）を発行いたしました。

この度、本新株式500,000,000株の割当を受けたSun Hung Kai Strategic Capital Limited（以下、「SHKSCL」といいます。）から、資産管理上の理由のため、①SHKSCLの100%子会社であるDormont International Limited（以下、「DIL」といいます。）に対して、本新株式341,730,000株を証券取引市場外の相対取引で譲渡すること、および、②同じくSHKSCLの100%子会社であるSouth Isle International Limited（以下、「SIIL」といいます。）に対して、本新株式158,270,000株を証券取引市場外の相対取引で譲渡することについて、当社に承認請求がありました。

新株式につきましては、引受契約にて、割当日から1年間において、一定の事由がない限り、本新株式の売却を制限するロックアップ条項を設けておりますが、「一定の事由」として、本件株式を証券取引市場外の相対取引において譲渡する場合には、当社取締役会の承認により譲渡を認めるものとしております。その場合、譲渡人は、事前に譲受人の反社会的勢力との関連性の調査を行う義務を負います。また、当該譲受人が更に本件株式を売却する場合も同様の義務を負います。

本件譲渡にあたり、SHKSCLは、本譲渡先DILおよびSIILについて、反社会的勢力との関連性がないことを確認した旨の確約書を当社に提出しております。

当社としましては、SHKSCLから上記確約書を取得していることに加え、SHKSCLと譲渡先DILおよびSIILが実質的に一体であることから、本件譲渡に問題はなく適切であると判断し、承認するものであります。

2. 新株式の譲渡の内容

| | |
|-----------|--|
| 譲 渡 人 | Sun Hung Kai Strategic Capital Limited |
| 譲 渡 先 | Dormont International Limited South Isle International Limited |
| 譲 渡 予 定 日 | 2020年11月上旬(予定) |
| 譲 渡 株 式 数 | 500,000,000株 内訳： Dormont International Limited 341,730,000株 South Isle International Limited 158,270,000株 |

3. 新株式の概要

| | |
|-------------------|---|
| 募 集 株 式 の 種 類 | アジア開発キャピタル株式会社 普通株式 |
| 割 当 日 | 2020年10月6日 |
| 募 集 株 式 の 数 | 666,666,667株 |
| 募 集 株 式 の 払 込 金 額 | 1株につき3円 |
| 募 集 又 は 割 当 方 法 | 第三者割当の方法によります。 |
| 当初割当先及び割当株式数 | Sun Hung Kai Strategic Capital Limited 500,000,000株 須田 忠雄 166,666,667株 |

(注) 引受契約における新株式のロックアップに関する概要は下記の通りです。

割当先は、本件株式の払込期日である2020年10月6日から1年後である2021年10月5日までの間は、本件株式を証券取引市場内において譲渡しないものとする。

割当先は、本件株式の払込期日である2020年10月6日から1年後である2021年10月5日までの間は、本件株式を証券取引市場外の相対取引において譲渡する場合には、当社の取締役会の承認を要するものとする。その場合において割当先は、事前に譲受人の反社会的勢力との関連性の調査を行う義務を負う。また、当該譲受人が更に本件株式を売却する場合も同様の義務を負うものとする。

4. 譲渡先の概要

(1) Dormont International Limited

| | |
|---------------|---|
| ① 名 称 | Dormont International Limited |
| ② 所 在 地 | Vistra Corporate Services Centre, Wickhams Cay II, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands |
| ③ 代表者の役職・氏名 | Director:Robert James Quinlivan Director:Chow Wing Charn Simon |
| ④ 事 業 内 容 | 資産管理 |
| ⑤ 資 本 金 | USD1 |
| ⑥ 設 立 年 月 日 | 2020年8月18日 |
| ⑦ 大株主及び持株比率 | Sun Hung Kai Strategic Capital Limited 100% |
| ⑧ 当 社 と の 関 係 | 資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者への該当状況につきましては、該当事項はありません。 |

(2) South Isle International Limited

| | |
|-------------|---|
| ① 名 称 | South Isle International Limited |
| ② 所 在 地 | Vistra Corporate Services Centre, Wickhams Cay II, Road Town, Tortola, VG1110, British Virgin Islands |
| ③ 代表者の役職・氏名 | Director:Robert James Quinlivan Director:Chow Wing Charn Simon |
| ④ 事 業 内 容 | 資産管理 |

| | |
|---------------|---|
| ⑤ 資 本 金 | USD1 |
| ⑥ 設 立 年 月 日 | 2020年8月18日 |
| ⑦ 大株主及び持株比率 | Sun Hung Kai Strategic Capital Limited 100% |
| ⑧ 当 社 と の 関 係 | 資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者への該当状況につきましては、該当事項はありません。 |

5. 譲渡前後の議決権の数の状況

(1) Dormont International Limited

| | 議決権の数 | 総議決権数に対する割合 |
|---------------------------|--------------------------|-------------|
| 譲渡前 (2020年10月6日 現在) | 0個(0株) | — |
| 譲渡後 | 3,417,300個(341,730,000株) | 30.00% |

(2) South Isle International Limited

| | 議決権の数 | 総議決権数に対する割合 |
|---------------------------|--------------------------|-------------|
| 譲渡前 (2020年10月6日 現在) | 0個(0株) | — |
| 譲渡後 | 1,582,700個(158,270,000株) | 13.89% |

(3) Sun Hung Kai Strategic Capital Limited

| | 議決権の数 | 総議決権数に対する割合 |
|---------------------------|--------------------------|-------------|
| 譲渡前 (2020年10月6日 現在) | 5,000,000個(500,000,000株) | 43.90% |
| 譲渡後 | 0個(0株) | — |

(注1) 総議決権に対する割当(新株予約権の行使を想定しない場合)は、2020年10月6日現在の総株主の議決権の数11,390,750個に対する割合を算出し記載しております。

6. 譲渡予定日

2020年11月上旬(予定)

7. 今後の見通し

本件譲渡による当社連結業績への影響はございません。

II 主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記の通り、本新株式の譲渡により、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じることが見込まれます。

2. 異動する株主の概要

新たに主要株主となる株主 DIL 及び SIIL の概要につきましては、前記「I 新株式の譲渡 4. 譲渡先の概要」をご参照下さい。

3. 異動前後における株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) Dormont International Limited（新たに主要株主及び主要株主である筆頭株主となる株主）

| | 議決権の数 (所有株式数) | 総株主の議決権の 数に対する割合 | 大株主順位 |
|-----------------------|------------------------------|---------------------|-------|
| 異動前 (2020年10月6日現在) | 0個 (0株) | — | — |
| 異動後 | 3,417,300個 (341,730,000株) | 30.00% | 第1位 |

(2) South Isle International Limited（新たに主要株主となる株主）

| | 議決権の数 (所有株式数) | 総株主の議決権の 数に対する割合 | 大株主順位 |
|-----------------------|------------------------------|---------------------|-------|
| 異動前 (2020年10月6日現在) | 0個 (0株) | — | — |
| 異動後 | 1,582,700個 (158,270,000株) | 13.89% | 第2位 |

(3) Sun Hung Kai Strategic Capital Limited（主要株主及び主要株主である筆頭株主でなくなる株主）

| | 議決権の数 (所有株式数) | 総株主の議決権の 数に対する割合 | 大株主順位 |
|-----------------------|------------------------------|---------------------|-------|
| 異動前 (2020年10月6日現在) | 5,000,000個 (500,000,000株) | 43.90% | 第1位 |
| 異動後 | 0個 (0株) | — | — |

※ 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数

自己株式 15,909株 単元未満株式 11,214株

※ 2020年10月6日現在の発行済株式総数 1,139,102,123株

※ 異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、現行の議決権の数 11,390,750個を基準に算出しております。

4. 異動予定年月日

2020年11月上旬（予定）

5. 今後の見通し

前記「I 新株式の譲渡 7. 今後の見通し」をご参照下さい。

以上